

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
*免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
 - 負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 15年以下の懲役
 - 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをますなどの飲酒の程度をごまかす行為をする「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上 → 25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満 → 13点

免許停止
(90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

トラック運送業界としては、ここに掲載した事業用トラックドライバーの業務中の飲酒の実態や、運行管理者の行う点呼をかいくぐった飲酒ドライバーの行動などを踏まえ、社内教育などを通じて飲酒運転の再発防止策を積極的に展開する必要があります。

「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るために、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

飲酒運転の根絶を目指して

～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～

近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質極まりない行為です。

現下の新型コロナウイルス禍においても、トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのトラックドライバーは使命感をもって日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。

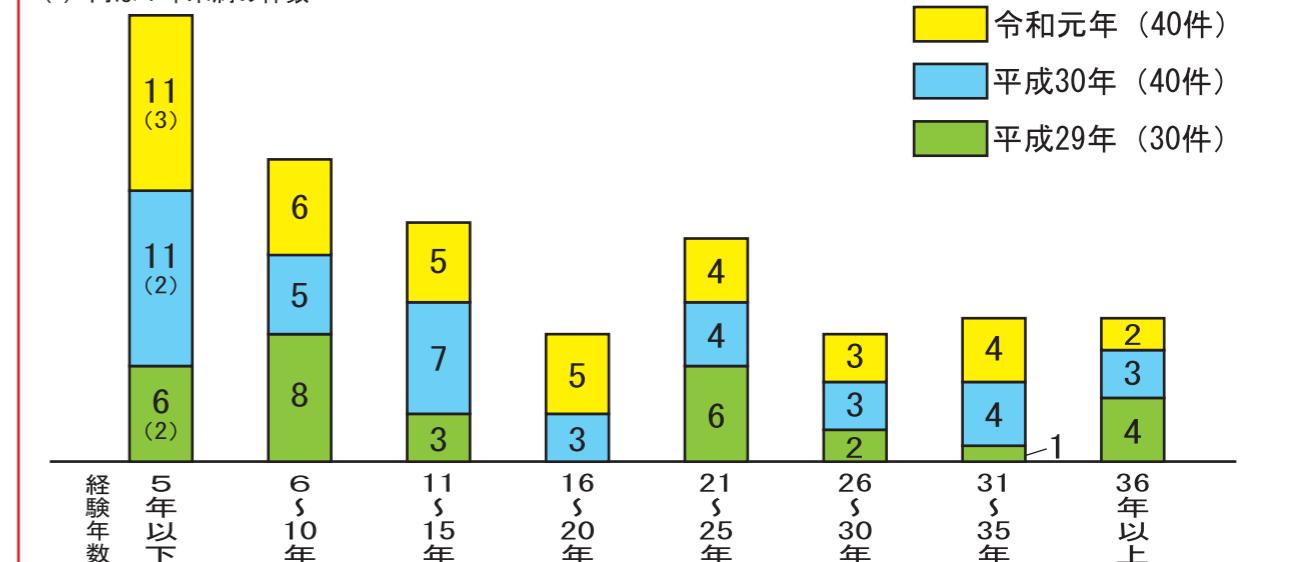
ここに掲げた飲酒の実態をみると、経験年数5年以下のドライバーに飲酒運転事故が最も多くみられますが、それ以上の経験年数でも飲酒運転事故が少なからず発生しており、経験年数にかかわらず、全てのドライバーに対して飲酒運転根絶の指導を徹底していくことが求められます。

過去10年間における運転経験年数別飲酒運転事故件数*

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年度別件数 運転経験年数	46	43	23	43	42	29	46	30	40	40
～5年 (1年未満の件数)	13 (5)	16 (7)	7 (2)	16 (5)	6 (5)	11 (3)	14 (1)	6 (2)	11 (2)	11 (3)
6～10年	9	9	6	6	7	2	3	8	5	6
11～15年	6	5	2	7	7	3	7	3	7	5
16～20年	7	3	3	3	5	2	7	0	3	5
21～25年	2	3	1	2	7	2	2	6	4	4
26～30年	2	1	2	4	6	2	4	2	3	3
31～35年	2	3	1	1	1	4	4	1	4	4
36～	5	3	1	4	3	3	5	4	3	2

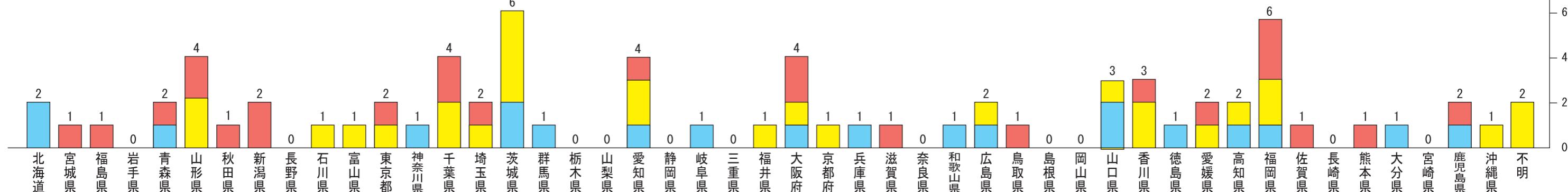
過去3年間における運転経験年数別飲酒運転事故件数*

() 内は1年未満の件数



※表およびグラフの数値は事業用トラック（軽は含まず）・バス・ハイタクによる飲酒運転事故（物損事故を含む）の総件数。
(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

車籍地別飲酒運転事故件数



飲酒運転事例

※ここに掲載した事業用トラックドライバーの飲酒運転事例(2018年の重大事故報告を調査・分析)は、国土交通省から提供を受けたもの。

運行管理者の点呼前に運転者が飲酒した事例

1 乗務前に点呼が実施されなかった事例

- 1 前日(休日)に自宅で飲酒して就寝。翌日5時30分頃に出社し、点呼者不在のため点呼を受けずに出庫し、8時50分頃に事故発生。
- 2 6時の出庫を指示していたにもかかわらず、同日3時頃に運行管理者の対面点呼を受けずに飲酒状態で出庫してすぐに交差点で他車に接触。
- 3 前日に事業用自動車で帰宅。自宅付近の飲食店で18時過ぎから翌日2時過ぎまで焼酎などを飲酒。同日10時20分頃に出社のため当該車両で出発し、10分後に事故発生。

2 乗務前に点呼が実施されたものの、運転者の酒気帯びが見逃された事例

- 1 3時の点呼時にはアルコール検知器に息を吹きかけているように運行管理者の前で見せたものの、実際は息が吹きかからないように工夫していた。点呼後に車庫を出発。6時30分頃に飲酒した上で運行再開。さらに8時過ぎに飲酒して運行再開し、9時30分頃に他の車両・工作物に接触。
- 2 10時30分頃、集荷のための待機中、缶ビールを飲み仮眠。15時頃の電話点呼時にはアルコール検知器の数値を0.00mg/lと報告の上、運行を開始。21時50分頃、酒気帯びで検挙。
- 3 宿泊を伴う運行の休息中、ドライブインで22時過ぎに缶酎ハイを飲み仮眠。翌日6時起床後、電話点呼の上、運行を開始したが、2時間後に事故発生。

運行管理者の点呼後に運転者が飲酒した事例

- 1 4時に点呼を行い車庫を出庫。4時過ぎ、コンビニで缶酎ハイを飲酒し、4時30分頃に運行再開。その後3時間後に赤信号に突入し、他の車両と衝突。
- 2 休憩中に飲食店で飲酒後、駐車場から出る際に他車と衝突。(当該運転者が運転していた車両にはアルコールインターロックが装備されていたが、エンジンをかけた状態で休憩をとっていた。)
- 3 12時30分頃にコンビニで焼酎などを飲酒後、休息の予定だったが車両を運転し、14時過ぎに交差点で他車と接触。
- 4 11時20分頃に点呼を行い車庫を出発。休憩中に自宅に立ち寄り飲酒をし、17時過ぎに荷受け場所に向かって出発。その後の運行で18時頃に追突事故発生。

飲酒運転防止対策

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についての運転者による申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- 遠隔地においても、アルコール検知器の測定結果をリアルタイムで送信でき管理者が直接確認できるシステム(I.T.点呼)の導入を図る。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼の執行体制を強化する。

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認された運転者に対しては「乗務禁止」を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化する。

【懲戒規定例】
(解雇)
第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。
1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
(以下、略)

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - ・飲酒運転に対する罰則・処分
 - ・飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。

飲酒状況等の実態把握

- 運転者の雇用時に、その運転者の飲酒傾向を確認する。
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちによるフェリー乗船時の運転者の状況確認をする。
- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。

家庭への啓発・広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。